

ハローワーク白河

令和7年4月号



管内人口(令和7年2月1日現在)

県南総数	132,331人
白河市	56,241人
西白河郡	48,557人
東白川郡	27,528人

白河公共職業安定所

〒961-0074 白河市郭内1-136

白河小峰城合同庁舎1階

TEL 0248-24-1256

雇用の動き (令和7年2月内容)

【県内概況】

○令和7年2月の有効求人倍率は1.26倍(季節調整値)で、前月を0.01ポイント下回った。

○県内の雇用情勢は、引き続き求人が求職を上回って推移しており、一部に持ち直しの動きがみられる。

【管内の雇用失業情勢】

○2月の県南地域の有効求人倍率は1.42倍(原数値)で、前月を0.04ポイント上回った。

○新規求人の動向は、前年同月に比べ0.9%減少した。主な産業で増加したのは、卸売・小売業(65.4%)、運輸業・郵便業(59.1%)、サービス業(40.7%)、建設業(27.3%)で増加した。一方減少したのは、宿泊・飲食サービス業(▲53.1%)、製造業(▲16.6%)、医療・福祉(▲3.7%)で減少した。

○新規求職者(常用)の動向は、前年同月に比べ18.7%減少した。年齢別では、29歳以下(▲21.6%)、30歳～39歳(▲17.2%)、40歳～49歳(▲22.2%)、50歳～59歳(▲29.5%)、60歳以上(▲8.3%)全ての年齢層で減少した。離職理由別では、在職者(▲16.2%)、事業主都合(▲28.3%)、自己都合(▲11.5%)、無業者(▲40.8%)、自営・その他(▲30.4%)全ての態様で減少した。

☆全国完全失業率

☆有効求人倍率 【全 国】
【福島県】
【管 内】

2.4% (前月比 -0.10 ポイント)

1.24 倍 (前月比 -0.02 ポイント)

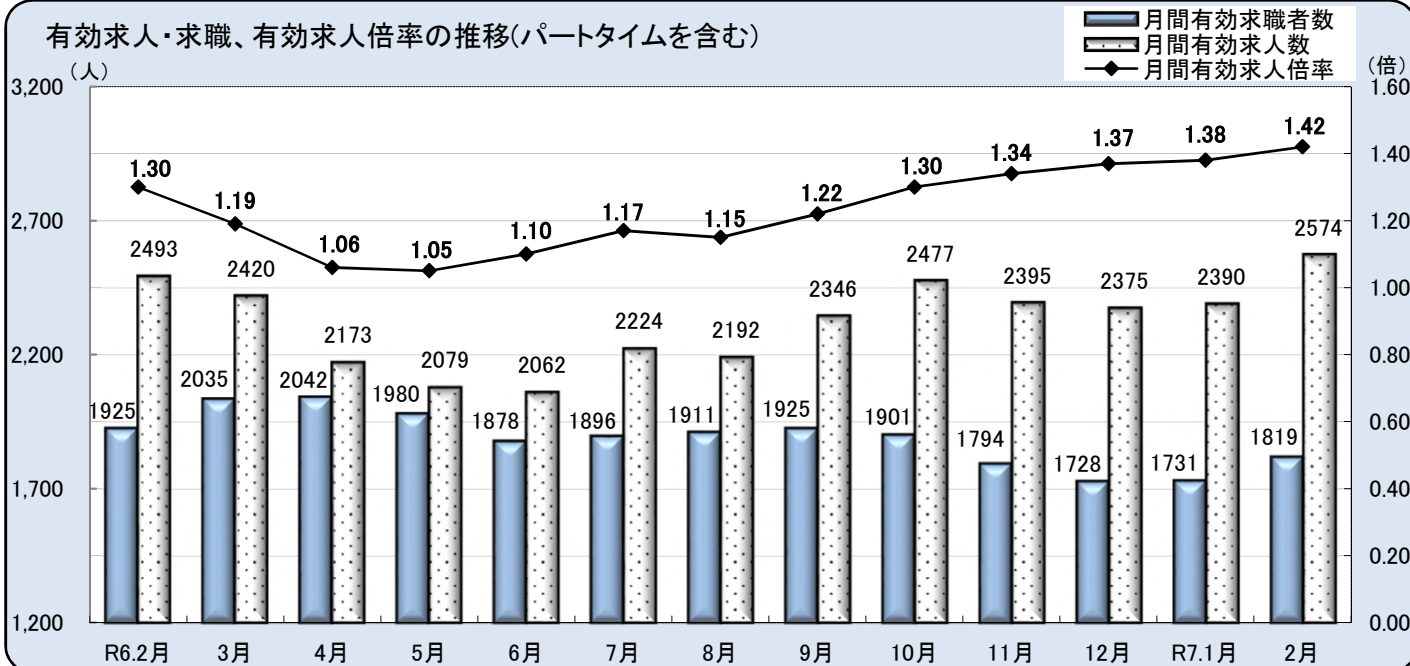
1.26 倍 (前月比 -0.01 ポイント)

1.42 倍 (前月比 0.04 ポイント)

※福島県、全国の有効求人倍率は季節調整値です。



有効求人・求職、有効求人倍率の推移(パートタイムを含む)

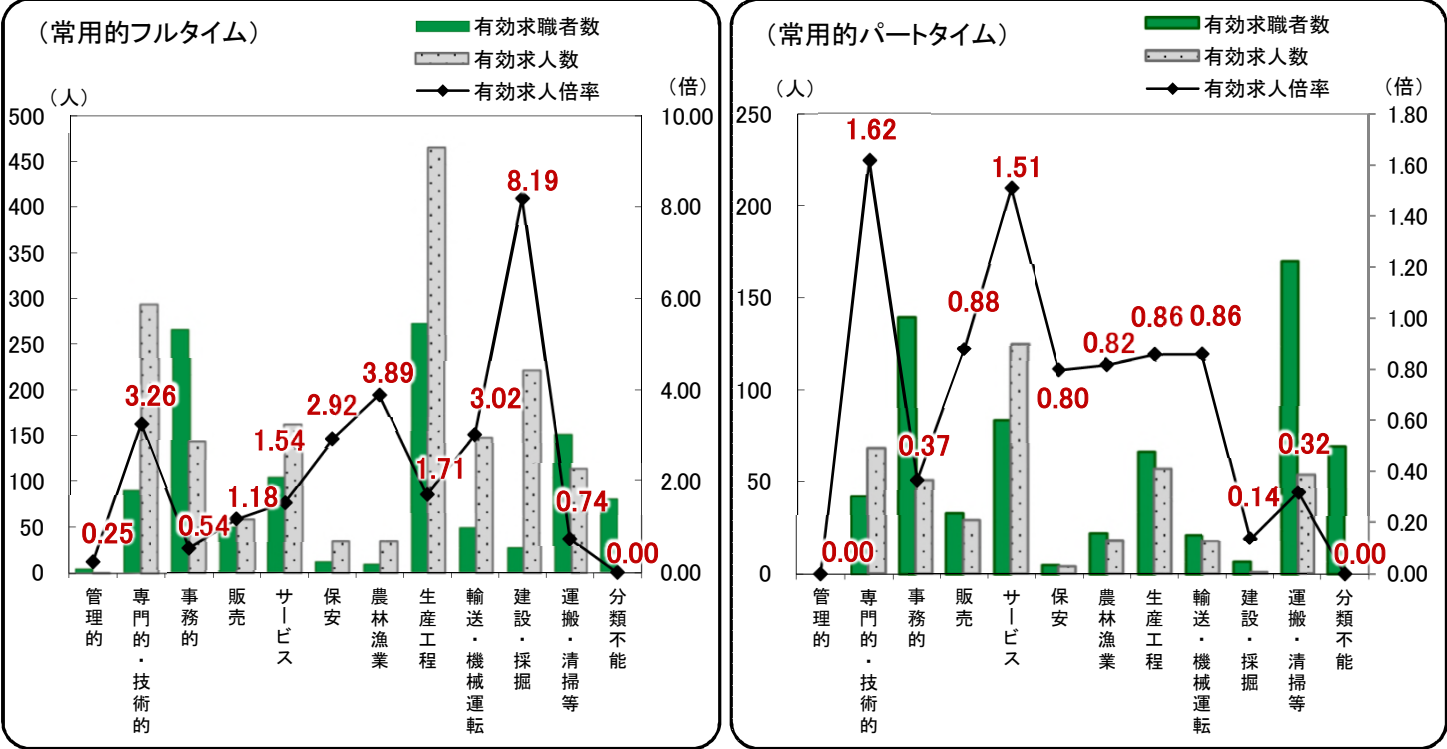


○一般職業紹介状況

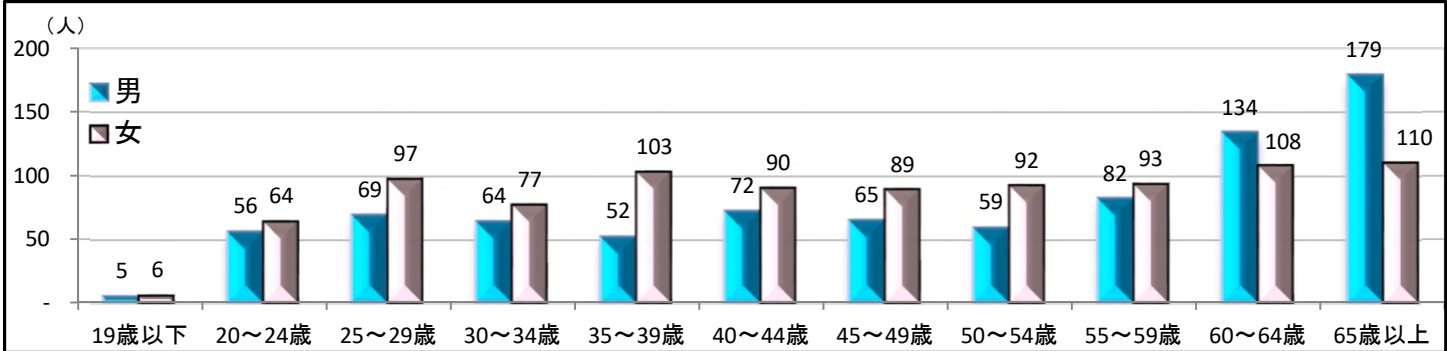
区分	項目	令和7年2月				前 月		前年同月	
		計	男	女	うち常用	計	うち常用	計	うち常用
1	新規求人数	1,013	—	—	800	939	759	1,022	900
2	月間有効求人数	2,574	—	—	2,099	2,390	1,973	2,493	2,184
3	新規求職申込件数	418	184	234	418	488	458	515	514
	うち45歳以上	238	114	124	238	284	263	292	291
4	月間有効求職者数	1,819	859	957	1,769	1,731	1,699	1,925	1,868
	うち45歳以上	1,057	537	520	1,011	975	953	1,075	1,027
5	紹介件数	482	232	244	444	389	343	553	511
	うち45歳以上	285	138	147	259	211	177	310	281
6	就職件数	130	65	65	115	140	119	140	126
7	充足数	104	—	—	92	122	102	140	122
8	新規求人倍率	2.42	—	—	1.91	1.92	1.66	1.98	1.75
9	有効求人倍率	1.42	—	—	1.19	1.38	1.16	1.30	1.17

※学卒を除きパートを含みます。
注)男女別を記載しないで求職登録が可能なため、男女計が一致しない場合があります。

○職業別バランスシート(常用)



○求職者数情報(常用・月間有効求職者数)



※学卒は含まれておりません。

○職業別賃金情報(常用)

(単位:円 月額)

(単位:円 時給)

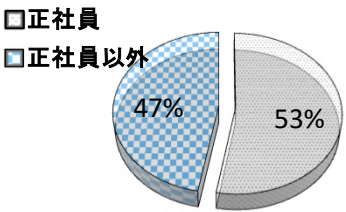
項 目		フルタイム				パートタイム			
		求人賃金		求職希望賃金		求人賃金		求職希望賃金	
		下限賃金	上限賃金	男	女	下限賃金	上限賃金	男	女
職業別	管理的職業	160,548	160,548	-	-	-	-	-	-
	専門的・技術的職業	207,686	290,754	270,000	218,333	1,263	1,460	1,000	1,120
	事務的職業	186,648	233,163	207,692	175,714	1,296	1,346	991	978
	販売の職業	200,367	276,220	219,167	176,667	976	1,034	978	970
	サービスの職業	180,422	231,809	237,500	184,286	1,056	1,139	993	993
	保安の職業	176,501	185,369	192,000	-	1,246	1,246	1,413	-
	農林漁業の職業	218,280	282,560	280,000	200,000	1,290	1,290	1,029	955
	生産工程の職業	190,351	248,487	209,773	186,923	974	1,049	1,000	973
	輸送・機械運転の職業	219,034	281,625	210,000	-	1,281	1,281	996	-
	建設・採掘の職業	218,320	315,726	240,000	-	1,066	1,333	1,100	-
	運搬・清掃等の職業	191,937	215,788	191,333	170,000	1,060	1,084	1,002	967
	分類不能の職業	-	-	196,250	188,333	-	-	1,077	993

(2)正社員求人・求職動向

○正社員求人の動向(常用)

	2月	前月	前年同月	対前月比(%)	対前年同月比(%)
正社員新規求人数	536	459	437	16.8	22.7
正社員有効求人数	1,372	1,295	1,335	5.9	2.8

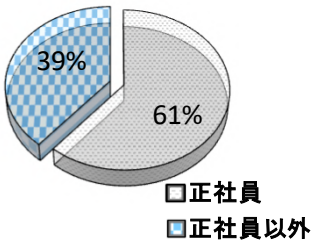
正社員求人割合(新規求人)



○正社員希望者の動向

	2月	前月	前年同月	対前月比(%)	対前年同月比(%)
正社員希望求職者数(常用)	1,113	1,085	1,156	2.6	▲ 3.7
月間有効求職者数(全数)	1,819	1,731	1,925	5.1	▲ 5.5

正社員希望割合



※【正社員】とは、常用フルタイムで、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者です。

(3)雇用保険業務取扱状況

項 目		区 分			2 月		前 月		前 年 同 月	
		計	男	女	計	増 減	計	増 減	計	増 減
適 用	月末適用事業所数	2,412	*	*	2,413	▲ 1	2,437	▲ 25		
	月末被保険者数	39,829	23,812	16,017	39,764	65	40,192	▲ 363		
	資 格 取 得 数	393	213	180	326	67	399	▲ 6		
	資 格 喪 失 数	327	173	154	535	▲ 208	389	▲ 62		
給 付	基本手当	受給資格決定件数	112	53	59	91	21	105	7	
		受 給 者 実 人 員	430	197	233	486	▲ 56	417	13	
		支 給 金 額 (千 円)	52,029	25,257	26,771	69,181	▲ 17,152	52,834	▲ 805	
	高年齢	受給資格決定件数	41	23	18	38	3	45	▲ 4	
		受 給 者 数	38	22	16	20	18	32	6	
		支 給 金 額 (千 円)	9,260	5,606	3,654	3,963	5,297	8,285	975	

※支給金額は千円未満を切り捨てています。このため本月計とは一致しない場合があります。

事業主の皆様へ

キャリアアップ助成金が 変わります！



2025年4月以降の変更点のご案内

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。
2025年4月以降、正社員転換や賃金規定等の改定の取り組みを行った場合に適用されます。

正社員化コース

有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等をした場合に助成。

支給対象者の範囲・助成額の変更

現行	
有期→正規 80万円(60万円) 無期→正規 40万円(30万円) 【加算措置／加算額】 - 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合 28.5万円 - 母子家庭の母等又は父子家庭の父 9.5万円(有期→正規の場合) - 人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正社員転換 9.5万円(一部11万円) (有期→正規の場合)等	
改正後	
【重点支援対象者】 有期→正規 80万円(60万円) 無期→正規 40万円(30万円)	【重点支援対象者以外】 有期→正規 40万円(30万円) 無期→正規 20万円(15万円)
【重点支援対象者】とは a: 雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b: 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者 ※雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします	

新規学卒者については、雇入れられた日から起算して1年未満のものについては、支給対象者から除外しました。

() は大企業の助成額

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、適用させた場合に助成。

①支給区分の新設と助成額の変更

支給区分を2区分から4区分と増やし、助成額を拡充します。

賃金引き上げ区分・助成額

現行			
3%以上5%未満		5%以上	
5万円(3.3万円)		6.5万円(4.3万円)	
改正後			
3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
4万円 (2.6万円)	5万円 (3.3万円)	6.5万円 (4.3万円)	7万円 (4.6万円)

②加算措置の新設

有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合、1事業所当たり1回のみ
20万円(15万円)を加算します。

() は大企業の助成額

各コース共通

キャリアアップ計画書の取り扱いを簡素化

キャリアアップ計画書については、各コースの取り組み実施日の前日までに管轄の労働局長に提出し、認定を受ける必要がありましたが、**届け出のみ**でよいこととしました。

キャリアアップ計画書とは

有期雇用労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、今後のおおまかな取り組みイメージ(対象者、目標、期間、目標達成のために実施する取り組み)をあらかじめ記載するものです。

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、
都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせ
ください。

